



第8号様式

許 可 証

令和5年9月6日

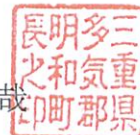
住 所：三重県伊勢市常磐一丁目3番4号

氏 名：株式会社 世古口建設南勢処分場 代表取締役 世古口 真彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けたことを証する。

三重県多気郡明和町長

世古口 哲哉



許可番号	令和5年 第19号
許可の年月日 及び有効期間	令和5年9月6日より 令和7年9月5日まで
一般廃棄物 処理業の区分	収集・運搬
取り扱う廃棄物 の種類及び形状	事業系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）
一般廃棄物処理業を行う区域（特定業 種及び特定事業所のみを対象とする場 合はその業種名又は事業所名）	明和町全域
その他条件	(1)関係法令を遵守すること。 (2)許可車両には、許可証の写しを常時携帯しておくこと。 (3)毎月の廃棄物の収集・運搬量については生活環境課まで 実績報告書を提出すること。 (4)許可証の内容に変更があった場合は、直ちに変更届出書 を提出すること。 (5)条件に違反した場合、許可を取り消すことがある。 (6)登録車両 ①伊勢志摩100は9      ②三重100は5707 ③三重100は6398      ④三重100せ7529 ⑤三重130さ8339      ⑥三重100そ1993 ⑦三重400な9393      ⑧三重480た4077 ⑨三重42う7029

複 写 厳 禁

NO COPY